

平成 28 年 10 月 28 日

◎弘田委員長 ただいまから、決算特別委員会を開会いたします。 (9時58分開会)

本日の委員会は、昨日に引き続き、「平成 27 年度一般会計及び特別会計の決算審査について」であります。

お諮りをいたします。日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なし)

◎弘田委員長 御異議ないものと認めます。

《人事委員会事務局》

◎弘田委員長 それでは、人事委員会事務局について行います。

事務局長の説明を求めます。

(総括説明)

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎米田委員 さっきの特別募集も含めて、受験者数が前年よりマイナス 39 名ということと合格者がマイナス 39 名というのは、たまたま一致したという理解でいいですか。

◎福島人事委員会事務局長 そこはもう全くの偶然のものです。

◎米田委員 それと、点字版の試験問題で補正して減額されてるわけですけど、百数十万円予算化した上で試験になったときにやるということで、実際はなかったからこういう減額の仕方をしてるんですか。

◎福島人事委員会事務局長 点字版の試験につきましては、今、上級試験と身体障害者の選考試験と 2 回やっておるわけですが、やはり広く門戸を開放するため、点字版の試験案内そのものは受験者の有無にかかわらず作成をする必要がございます。実際の試験問題につきましては、応募状況によりまして左右されるということで、例年同じような状況です。

◎桑名委員 日本人事試験研究センターの負担金ですけども、これは全国のいろんな自治体なんかも加盟していると思いますが、そこから提供される試験は、高知県としてはこんな人を雇いたいとか、そういったオーダーに対応してくれるのか、これどうぞと、愛媛県これ高知県これと渡されるか、どんな仕組みになってるんです。

◎福島人事委員会事務局長 基本的には、全国統一です。県によりましては、例えば 60 問を渡された場合に、60 問全てを使うのか、55 問を使って独自問題を差し込むとか、ごくわずかの違いはありますが、基本的に提供される問題につきましては同一です。

◎桑名委員 かけ持ちでいろんな県を受ける人いますけども、それは同じ問題にぶち当たるといことですか。

◎福島人事委員会事務局長 そういった問題がありますので、統一日に実施されております。

◎桑名委員 都道府県で試験日は統一されてるんですか。ただ、警察の場合なんかは、各県別々だと思うんですが。

◎福島人事委員会事務局長 まず、行政職の定期試験につきましては、一般的には6月の第4週というのがほぼ統一日で、それと異なる曜日を設定した場合は、警察なんかも同じですが、別の問題がワンセット提供されますので、同じ問題を2回解くという懸念は一切ございません。

◎高橋委員 警察官の募集状況について、何人採用予定で何人合格したのか、今年度の分、詳しく教えてください。

◎福島人事委員会事務局長 平成27年度、警察官の場合は、上級と初級2つありまして、それぞれ男性と女性に分けて募集をしております。まず、警察官の上級につきましては、男性で応募者数が241名でした。受験者数が156名、最終合格者数は48名でした。上級の女性ですが、応募者数が71名、受験者数が44名、最終合格者数は12名でした。次に、初級ですが、男性は応募者数が226名、受験者数が172名、最終合格者数は25名でした。最後に、初級の女性ですが、応募者が48名、受験者が35名、最終合格者数が6名でした。

◎高橋委員 初級の女性は、何人採用する予定で募集をしてるとかは決めてはないんですか。

◎福島人事委員会事務局長 試験案内で予定人員は公表しております。平成27年度の初級の女性の場合は4名でした。

◎高橋委員 4名で6名採られたと。

◎福島人事委員会事務局長 最終合格者数につきましては、合格発表後、任命権者のほうで入庁の意思確認をしますけれども、その際に辞退をされる場合がございます。そうした場合に、即欠員にならないように、あらかじめ合格発表のときに追加合格という、いわば予備的な合格枠を設定をしておきます。辞退をした方と含めて、最終合格者数という表現をしておりますので、この場合は予定人員より少し上回る結果になっています。

◎高橋委員 女性の警察官をふやしていこうというお話を聞いたんですが、ここ二、三年の募集人員はだんだん多くはなっているんですか。

◎福島人事委員会事務局長 女性をふやすということは、県警本部としましても大きな目標としておられるということで、採用予定人員、あるいは合格者数の推移を見ましても、増加傾向にございます。

◎高橋委員 その増加傾向も、どれぐらいの率なんですか。

◎福島人事委員会事務局長 例えば、平成24年度ですと、上級の女性で予定人員が3名、初級の女性で4名程度でしたが、平成28年度は、上級の女性で10名、初級の女性で8名の予定人員とかなりふえてきております。

◎高橋委員 平成28年は、結果はまだ出てないんですか。

◎**福島人事委員会事務局長** 平成 28 年度は、初級は現在進行形です。上級につきましては結果が出ておまして、上級の男性が応募者が 199 名、受験者が 134 名、最終合格者数は 38 名でした。上級の女性につきましては応募者が 52 名、受験者が 34 名、最終合格者数は 10 名でした。

◎**金岡委員** 募集の要件の中に、色弱の方が受けられない状況になっておったと思うんですが、全国的に見ると大分それは緩和されてる方向にあるんですが、今、高知県でどうなってますか。県警のほうです。

◎**福島人事委員会事務局長** 本県の試験案内におきましても、警察官としての職務に支障がないことという要件を設けております。具体的には、身体検査の届け出をしていただいた際に、県警本部の専門医に職務に支障があるかどうかを判断をしていただいておりますという現状です。

◎**金岡委員** どのぐらいで見きわめるといのは難しいんですが、県によってはそういう条項がないところもあるようですので、そこら辺も、応募人員が減っていく中では考えていかなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

◎**福島人事委員会事務局長** 全国の状況につきましては、引き続き研究をしてまいりたいと思います。身体障害者の雇用の促進に係る法律改正という一面もございます。一方で、警察官としての職務上必要な最低限の水準というものもございますので、そういったものを踏まえまして、慎重に検討していきたいと思います。

◎**横山委員** 定期募集と別で、土木とか電気の技術系職員を特別募集されてるということですけども、その目的と、その目的に対してどうであったかということ。またその応募者、合格者がどのような類型に属する方なのかを御説明願えますか。

◎**福島人事委員会事務局長** 特別募集の目的としましては、定期試験におきまして予定人員を確保できなかった場合に、追加的に実施をする試験です。土木につきましては、平成 25 年、26 年、27 年と 3 年連続で定期試験におきまして予定人員を確保できませんでしたので、特別募集を実施しました。実施状況としましては、平成 25 年度は、7 名募集に対しまして 7 名を確保できました。平成 26 年度は、10 名募集に対しまして 5 名、半分の確保でした。平成 27 年度は、16 名の募集に対しまして、最終合格は 5 名という状況でした。土木等技術職につきましては、非常に採用が困難な状況が続いておりますため、昨年度の特別募集から試験会場を高知県だけではなく、東京及び大阪でも実施しました。また、定期試験におきましても、今年度から東京、高知に加えまして、大阪会場を設置しまして、できるだけ広く人材を確保できるように努めておるつもりです。昨年度は、最終的に特別募集 5 名のうち 4 名は県外の試験会場を受験された方でした。一定の効果はあったものと考えております。

◎**横山委員** 土木に集まりにくい原因は、押さえられているんでしょうか。

◎福島人事委員会事務局長 一般的に、東日本の震災復興。それと今、東京オリンピック・パラリンピックに向けた建設需要。非常に民間の採用活動が活発になっており、なおかつ、採用内定等の時期が前倒しになってるといった影響があるのではないかと考えております。

◎西森副委員長 最近の採用の状況として、県内出身者、県外出身者の割合は変化はあるのでしょうか。

◎福島人事委員会事務局長 大ざっぱな印象としましては、大きく違いはないのではないかと。やはり行政職等を中心としまして、県内の出身の方が多い。Uターンも含めまして、一定、何らかの縁のある方が最終的に応募をされ、合格をされてきておると。ただ、警察官につきましては少し様相が異なっておりまして、そもそも警察官を志望される方につきましては、警察官になりたい、就職場所はどこでも構わないという方が、受験者の数としては一定数いらっしゃいますので、これは傾向として警察官に特有の問題ではないかと考えております。

◎西森副委員長 あと、警察の採用についてですけども、今、犯罪もさまざまに多様化してきてまして、例えばサイバー犯罪とか、そういったこともふえておるわけですけども、サイバー犯罪とかに対応する職員、何か特別な枠を設けて採用しているのかどうか。

◎福島人事委員会事務局長 採用試験におきましては、そういった枠は現在設けておりません。警察庁との交流とか、ほかの民間との交流による育成等が現時点では中心になっておるのではないかと推測をしております。

◎西森副委員長 そうすると、入ってからそういった研修なり、勉強なりをして対応できる職員を育成していくということですね。

◎福島人事委員会事務局長 憶測がまじってしまいましたが、少なくとも採用時点でそういった固定化はしておらないという現状でございます。

◎弘田委員長 ほかにございませんか。

(な し)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

以上で、人事委員会事務局を終わります。

《総務部》

◎弘田委員長 次に、総務部について行います。

初めに、部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

(総括説明)

◎弘田委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈秘書課〉

◎弘田委員長 最初に、秘書課について行います。

(執行部の説明)

◎弘田委員長 質疑を行います。

(なし)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

以上で、秘書課を終わります。

〈政策企画課〉

◎弘田委員長 次に、政策企画課について行います。

(執行部の説明)

◎弘田委員長 質疑を行います。

(なし)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

以上で、政策企画課を終わります。

〈広報広聴課〉

◎弘田委員長 次に、広報広聴課について行います。

(執行部の説明)

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎西森副委員長 広報紙の配布ですけれども、高知市ほか 27 の市町村にお願いをしていると。あとは、残りの 7 つは新聞の折り込みというお話があったんですけども、市町村のいろいろな事情もあろうかと思うんですけども、残りの 7 つはなかなか受けてもらえない状況があるんじゃないでしょうか。

◎中平広報広聴課長 内訳としましては、残りの市町村につきましては、毎月、市町村の広報紙が発行されてない市町村がありまして、隔月で広報紙が発行されてる市町村につきましては、県が毎月発行になっておりますので、一緒に配布をお願いできない事情もございまして、今、市町村配布は実現していないところです。

◎西森副委員長 先ほど市町村へ委託をするのが 1,900 万円余りと言いましたか。新聞の折り込みが三百数十万円という話だったと思うんですけども。高知市を含めて 28 市町村が 2,000 万円弱で配布ができて、一方、6 市町村に関しては 300 万円かかっているという。非常に、市町村にお願いをできてない部分の配布の費用がかかっている感覚を受けるわけなんですけれども、それは新聞への折り込みということで仕方ない部分もあろうかと思うんですけども、先ほど、市町村は 2 カ月に 1 回という形で配布をしているということですけど、そしたら 2 カ月に 1 回でも広報紙を配ってもらったらどうなるのか、あと、市町村は 2 カ月に 1 回だけでも、県の広報紙を配ってもらうことはできないのか、その辺に関してはどうなんじゃないでしょうか。

◎中平広報広聴課長 残りの市町村につきましては、昨年度も市町村配布はお願いできな

いかとか、何か方法がほかにないかとかいったことで、直接お伺いして御協力のお願いをしてきた経緯もございます。それと、経費面の話もあるんですけども、先ほど説明が足りなかったので補足説明させていただきますけども、今、市町村配布ができてない市町村が、東洋町と奈半利町、それから田野町、馬路村、土佐町になっております。実は、平成 27 年度に、それまで須崎市と土佐市で市町村配布はできてなかったんですけども、平成 26 年度中に土佐市と須崎市に協力をお願いをした結果、平成 27 年度の 5 月号から御協力をいただけるようになりました。それから、平成 28 年度に、南国市でも 5 月から市町村配布に御協力いただけるようになって、隔月発行になってる市町村以外につきましては、市町村配布は実現している状況がございます。それから、あと新聞折り込みで配布している市町村につきましては、高知新聞と、それから全国紙 4 紙に折り込む形で配布を行っています。

◎西森副委員長 できるできないはあるかとは思いますが、市町村への依頼はこれからもしていくということによろしいですか。

◎中平広報広聴課長 これからも引き続き、市町村の広報紙と一緒に配るというのはなかなか難しいと思うんですけども、自治会であるとか、地域への配布をするすべが、地域で回覧版を回したりとか、そういった機会もあると思いますので、何かの機会に配ってもらえないかについては、また検討していきたいと考えております。

◎西森副委員長 恐らく市町村では、広報紙と一緒に配ってないところもあるんじゃないかと思うんです。発行するタイミングは違いますから。そういうところも対応していただいている部分も多くあると思いますので、さらに各市町村には依頼をしていただければと思います。そのほうが、新聞をとってない人とかもおりますから、やっぱり全戸に配布をしていくことを考えたときに、できるだけそういう形で配布を目指していったほうがいいと思いますので、よろしく申し上げます。

◎横山委員 知事への手紙は、年間どれぐらい来ているものなんですか。

◎中平広報広聴課長 平成 27 年度、知事への手紙を 868 件いただいております。実態としましては、動物愛護の関係の、高知県が殺処分が多いという御意見がありまして、極端に平成 27 年度は多かったといった結果になっております。

◎横山委員 868 件、全部に対してレスポンスをされてるんですか。

◎中平広報広聴課長 中には、相手に返事をするにしても、相手がどこの誰ですかっていうのが、個人情報の関係もあると思うんですけども、相手を書いてないケースがありますので、御返事できない事情があったりもします。相手が回答くださいというものにつきましては、関係課に広報広聴課から回して、関係課から直接対応をお願いするケースと、それから一旦回答を広報広聴課にいただいて、秘書課と内容を詰めた上で相手方にお返事をするといった方法、いろんなやり方で相手方には何らかのアクションはしようということで御返事をしていく形ではやっております。

◎金岡委員 配布の委託料なのですが、単純に計算して1部当たりどのぐらいになるんですか。

◎中平広報広聴課長 市町村委託が6.48円になっております。

◎弘田委員長 よろしいですか。

質疑を終わります。

以上で、広報広聴課を終わります。

〈文書情報課〉

◎弘田委員長 次に、文書情報課について行います。

(執行部の説明)

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎米田委員 受付案内業務等委託料で日東商事の随意契約ですけど、この箇所と、その手前の広報広聴課にも受付案内業務の日東商事あります。これの委託の目的を見たら両方も一緒なわけで、ただ所管が公文書保存と限ってるから文書情報課になっているというのがありますけど、ちゃんと目的を区別したほうがわかるんじゃないかと思うのと、随意契約、結局実際は一括してやってるかと思うんですが、そこはどんなにやっていますか。

◎徳橋文書情報課長 実は、広報広聴課と文書情報課は、もとは一つの課であったということもございます。委託をさせていただいている業務が、県民室での業務と同一性があるということで、現在も広報広聴課と一緒に発注をさせていただいています。

◎米田委員 文書情報課の所管の業務からしたら、公文書保存管理業務の委託と限定するなりしないと、同じ仕事しているけどお金だけ分けていると。本当にそれが正確か。お金を分けれるんだったら、仕事の業務内容も分けられますよね。

◎徳橋文書情報課長 県民の皆様が総合案内で公文書についてもお問い合わせをいただくということで、一体不可分の運用のほうが県民サービスにとって望ましいと考えておりますので、業務を分けて発注をすることは現在考えておりません。

◎米田委員 私もそのほうがいいと思うけど。そうすると、この随意契約の680万円の積み上げの根拠がどこにあるのかと聞かれたら答えられるか。

◎徳橋文書情報課長 業務に見合った人件費ということで積み上げをさせていただいて、委託をさせてもらっています。

◎米田委員 これからも課が分かれたから別々にこうやって随意契約やっていくんですか。

◎徳橋文書情報課長 当面は、現状で対応していきたいと考えております。

◎弘田委員長 決算を上げるときに、例えば、課の業務の内容を明示していたら、今、米田委員が言われたような疑問がなくなってくると思うので、今回はこれでいいんですけど、次回、今年度の決算を上げるときには、そういった決算の上げ方をすればわかりやすいし、疑問は起こらないと思いますので、よろしく願いいたします。

◎徳橋文書情報課長 御指摘を踏まえて、また検討していきたいと思っております。

◎弘田委員長 質疑を終わります。

以上で、文書情報課を終わります。

〈法務課〉

◎弘田委員長 次に、法務課について行います。

(執行部の説明)

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎橋本委員 訴訟費のことで、適正な相場なのかどうかはよくわかりましたが、ただし、弁護士選定に当たって、その選定される仕組み、どこでどう決めて、どういう形でこの弁護士がその訴訟に対して適正なのか、その着手に対して適正なのかを決められるのか。

◎楠瀬法務課長 今回の件に関しまして、市川弁護士は高知医療センターのPFI事業解約のときに委任した弁護士です。あと、2年前、土佐電気鉄道の統合問題でも関与したということで、いろんな実績があると。特に、ここは大手の法律事務所ですので、グループで対応できるということで、大型案件についてはそういった大手にお頼みする、しかも今まで実績ある方ということでお頼みしたものです。

◎高橋委員 弁護士の下元先生、行田先生、金子先生の訴訟費用ですけど、我々も弁護士といろんな案件で交流あるんですけど、全体に金額が高過ぎるように思うんですが。この辺も交渉すれば減額できると思うんで、今後努力をしてほしいと思います。

それと、市川直介先生は本県とどんなかかわりがある。高知県出身とかそんなのがあるのか。

◎楠瀬法務課長 高知県出身の弁護士です。

◎高橋委員 当初この先生を誰が紹介してくれて、こういった大きな金額の随意契約につながったのか。

◎梶総務部長 私、去年もおりまして、この案件にかかわっておりますので、私から御説明をさせていただきますが、先ほど課長が申し上げたとおり、本件については、上場企業であるルネサスセミコンダクタマニュファクチュアリングという大きな企業を相手に法律論理を展開しなければならないということで、大手の法律相談所に相談することが必要だろうと。大手であれば、契約は弁護士一人とやるんですけども、チームで対応していただきます。実際に、本件については、少なくとも私が承知している限りで4人の弁護士が携わっていただいたわけです。なぜ市川先生にということですが、これも先ほど課長が申し上げましたとおり、過去、高知医療センターとか、あるいは土佐電気鉄道の案件でかかわってこられたということで、高知県の実情にお強い。また、属しておられる弁護士事務所は国内でも4本の指に入る大手の法律事務所ということで、市川弁護士を初めとする皆さん方をお願いをしたわけです。

◎高橋委員 ある方からの指摘もあったんですが、それぞれいろんな分野で活躍されてる方はおいでだと思いますけど、高知医療センターにしる、ルネサスセミコンダクタマニュファクチュアリングの問題にしる、今度の問題にしる、同じ先生に偏るのは、やはり県民の税金を使っていく中で、この先生、土佐高等学校のOBよね。知事よりは先輩なわけよね。そういうかわりがあるわけなんで、その辺はやっぱりクリーンな県政運営をしてる知事なんで、逆にこういったところについては、一定、しっかり精査をしながら公平にといいますか、確かに成果を上げていくところも当然必要とは思いますが、要らん勘ぐりをされるわけなんで、やっぱりそういった部分は今後はしっかり精査をして変えていかないと。ルネサスセミコンダクタマニュファクチュアリングも全部入れたら、ここの弁護士のところはかなり額のなるんじゃないの。高知医療センター、それからルネサスセミコンダクタマニュファクチュアリング、今回の3つを合算して幾らここの法律事務所に払ったのか報告できるか。

◎楠瀬法務課長 それぞれ契約したところが、高知医療センター、土佐電気鉄道については協議会ということですので、直接県で払ってませんので、承知しておりません。

◎高橋委員 総務部長、一度、金額、また後日でいいんで報告していただけるか。

◎梶総務部長 課長が申し上げたとおり、契約の主体が必ずしも県ではありませんので、どういことができるか検討はさせていただきますけれども、今、委員から御指摘いただいたことに対応できる限りで対応させていただきたいと思います。

◎高橋委員 土佐電気鉄道にしても、県費をかなり入れて整理をしたことには間違いないので、県の意向が結構大きいと思うんで。県民の中でもいろんな情報を持ち合わせて、我々に情報をリークする方もおられるわけです。そういった中でいろんな指摘をされると、我々もそのことについて、全然知りませんという話にはなりませんので、県政の中でのそういう話が出てるんで、特にこういったところについては、今後、金額的なところは報告をしていただきたい。違うところにも頼んでやるということは、求められると思います。

◎梶総務部長 弁護士の委任は、入札という方式になじまないものですから、どうしても随意契約になります。かつ、先ほど課長が答弁したとおり、弁護士規約、今はこのルールによらなくてもいいんですけれども、昔からあるルールで言いますと、非常に高額な弁護士報酬になることが見込まれる中であって、かつ、本県の事情をある程度御存じであるというアドバンテージがあることも総合的に勘案して、今回、市川弁護士との契約をさせていただいたわけですが、委員の御指摘を受けて、対応ができるところは当然あると思いますので、しっかりと検討させていただきたいと思います。

◎桑名委員 関連で。高橋委員、それぞれの御意見あると思いますけども、先ほど部長が言われたように、どうしてもこれは負けてはいけない案件であって、勝つための弁護士を選んできたいと思うんです。弁護士費用というのが、これをいろんな人にやることによって経

済効果を波及させるようなものじゃないと思いますので、それは先ほど言った高知県出身とか、知ってる身内であっても高知県のために最後まで身を挺してやってもらう弁護士であれば、その方にお頼りするのは、一つの考え方だと思います。そのことも申しておきます。

◎弘田委員長 質疑を終わります。

以上で、法務課を終わります。

〈行政管理課〉

◎弘田委員長 次に、行政管理課について行います。

(執行部の説明)

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎桑名委員 職員の出張旅費は担当ですか。

◎笹岡行政管理課長 当課が所管しております。

◎桑名委員 最近、東京都とか大阪府のホテルの金額が上がってると思うんですけども、今の規定だとなかなか足りないと思うんですが、今、東京に出張したら幾らぐらいが規定で、大体どれぐらいのところに職員が泊まっているのか。

◎笹岡行政管理課長 出張旅費につきましては、今、足りない場合があるという御指摘をいただいたんですが、当課で確認をしたところ、実際に出張する中で、大体1割ぐらい持ち出しをしていることを確認したことがあります。それにつきましては、7日以上前に出張のシステムを通常の手続で旅費事務センターを通じまして手続していただきますと、それにつきましては大体とれるんですけども、直前になってきますとかなり込み合ってるケースがあって、そういったケースがほとんどであるとお聞きしているところです。東京都の場合については、宿泊料ですけども、通常より高い金額の区分になっておりまして、東京都の特別区が1万円です。これが1泊1万円、宿泊料です。

◎桑名委員 旅費事務センターから聞いたときに、パックか何かで安く抑えてるという話なんですけど、ただ、パックで行くと時間変更できないですよね。急に県庁に帰ってこいと言ったときに前の便に乗れないとか、逆に不便になってるんじゃないかと思うんですが、そんなことは聞かないですか。

◎笹岡行政管理課長 できるだけパックを使うことでお願いしてるところで、パックを使えば当然安くなっていくわけですけども、不便になっているとはお聞きしてないですが、直前になるとパックは使えなくなるので、先ほど1割と申し上げましたけど、そういった状況が出ていることは、お声としてはお聞きしてるところです。

◎桑名委員 それは検討してもらったらいいんですけども、出張に行って、個人の持ち出しがないようにしていただきたいと思います。規定の金額を少し上げるとか、そんなこともこれから検討していただければと思います。

◎笹岡行政管理課長 補足ですが、他県の状況も調べたところ、実は高知県、特別区の宿

泊料が他県に比べて一番多い額になっておりまして、それとの比較におきましても、ちょっとなかなかということで、高知県の場合は泊まるケースが多いこともあるのかもしれませんが、直ちにそういう支障が出てるといってお声をいただけなかった状況でもございまして、そういったことも踏まえた上で、今の御意見も考慮したいと思います。

◎橋本委員 一般管理費の不用が出てるといことは、時間外労働について、ある一定抑えられていると解釈をしていいのかなのか、それが1点と。

もう一点、決算特別委員会の意見に対する措置で、指定管理が出ていますけれども、これは議決要件になってますよね。議案として上げるときに、例えば今ついている指定管理者を変えることができるのか。結局、指定管理を受けてるところは、そこに対して職員配置とか、さまざまなものをきちんとしてるわけです。多分5年間やったら5年間に。そうなってくると、そこに対して生活権ができてしまっていて、要は行政的に有利だからという考え方で、すっきりそれを切れるのかという問題があると思うんですよ。その辺の考え方も含めてお聞かせをいただきたい。

◎笹岡行政管理課長 まず、不用につきましては、委員御指摘のとおり、大部分が時間外。見積もりのときは、前年度までの実績等も踏まえまして計上させていただきまして、その中で見込みよりも下回ったものです。

それから、指定管理につきましては、複数の応募ができるような取り組みということで御説明させていただきました。確かに御指摘のとおり、一旦管理に入るとなかなか変わることができないんじゃないかということですが、ケースによってはこれまで長年やってた県民利用の文化施設の中で交代したケースがありまして、そういった場合は、これまでかかわってきた人が新たな指定管理者とか、さらに前の指定管理者が再度引き受けたりとかいうことで、これまでの人材とか、それから業務を請け負ったところをさらに利活用してやってるケースもありますので、これまでの実績等も踏まえながら、応募に当たっては情報提供していただくようにした上で、できるだけ新たな事業者も円滑に入ることができるようになっていくんじゃないかと考えております。

◎橋本委員 指定管理は、今、課長が言われたような仕組みの中で、しっかり張りつけてると思います。ただし、参加者が多くて、競わせて一番いい方と契約をすることがまず前提だと思うんですが。その前段で、そこにはもう生活権というものが発生してる状況があって、指定管理を切られてしまうと、そこですぱっととまってしまうと思います。指定管理の議案をつくるにしても、選定の段階から非常に苦慮されてると思います。そういう中で、どうやって行政の利益を求めていくのか、非常にテーマになってくるのかもわかりません。

もう一つは、不用が出ていますけれども、そういうことですので、評価したいと思いました。

けていただいて、マンネリにならんように、施設が古くなったとって人が減らないような仕組みもぜひつくっていただきたいと思います。

◎**笹岡行政管理課長** 管理代行料に別枠で提案してもらって、それが県民サービスの向上につながるものという、今、制度設計中です。これは今年度中に詰めまして、定額にするのか、そういったところも検討しまして、よりよい提案を得られたものについては認めていく形で、検討していきたいと思っております。そういった意見も踏まえまして、よい管理ができるようにしていきたいと思っております。

◎**米田委員** 指定管理、今、依光委員も言われたように、もともと指定管理制度が導入された経過をみたとき、いろんな意見があって、現実的にはなじむものなじまないものが出てきているわけで、もともとは地方自治法の改正によって、PFIだとか、今回の指定管理者だとか、官から民へという流れの一つだったんです。ただ、この指定管理制度というのは公の施設を直営でやるか、指定管理かという選択を迫られてるわけで、一番はやはり福祉の増進のために公の施設はあるわけで、そのことを根幹にして考えてもらいたいということと。

この間の春野総合運動公園の問題で指摘もしまして、執行部もそれは認識はしていただいていると思うんですけど、やはり指定管理制度が県民・利用者に広く開かれて、しかも公の施設としての目的が達成できることに役立つ制度にしないと、逆に行政の仕事が隠されてしまうと思うんです。この前の議会も、芝の改修8,500万円の補正予算が出ましたけど、4月か5月に補助グラウンドを2,600万円で芝の改修してるわけです。それを議会はみんな知らない。どこに入っていたかと言ったら、指定管理者の委託料の中に8億何千万円の室戸とかいろんな公園の中の一つに春野の総合運動公園の委託料が入っていたわけです。それは、年末の概算要望の中には出てきてなくて、急遽キャンプから撤退かということもあって、知事査定なりで2,600万円のお金がそこへ入って、ということになったわけです。だから、指定管理者が、今日いろいろ紛糾するような事態になった原因の一つは、やっぱりそこでキャンプに向けて、ことしの夏、春、スポーツ振興財団がこういう作業しますという説明もちゃんとしておれば、問題の一つは解決できたと思うんです。

だから、管理代行料について、十分、議会・県民に対して説明責任を果たすことが県の側には求められていますので、そういうことも含めて、ぜひよく考えていただきたいと思うんです。ちょっと例が悪いですが、例えば池公園、なかなかもうけませんよ。一人の人が管理を一生懸命やられてるんです。だから、必ずしも指定管理制度が利益にならない、もうけにならない、そういう公の施設がたくさんありますので、そのことは十分踏まえた上で、制度運用もぜひ図ってもらいたいんですし、前もちょっと議論になったと思いますが、管理代行料がどんどん、3年、5年の間減らされていく側面があるんです。だから、単純に管理代行料を減らすことが指定管理制度の目的かという、そうじゃないと思うんで。

そのことも十分検討していただきたいと思うんですけど。どうでしょうか。

◎**笹岡行政管理課長** 今、いただきました御指摘の点も踏まえて、指定管理制度、よりよい運用にしていきたいと思います。一方で、指定管理制度は平成18年に経過措置期間を終了し制度移行したんですけど、その前後で比較しました。例えば、休館日をできるだけ少なくして県民の方が広く利用できるようにするとか、利用時間を延長するとか、あるいは民間のアイデアでいろんな自主企画をやるとか、逆に利用者サービスという点では一定成果も上がってる、利用者の側に立った利用も図られてるといふ点の利点も言われているところですので、そういった長所も、さらに生かしていける利用の仕方を各施設管理者、あるいは担当課とも進めていきたいと考えております。

◎**米田委員** ただ、利用者、県民のサービスがよくなっても、働く人々の労働条件、待遇が悪化しながら、公の施設を預かってやっているところがいっぱいあるわけです。働く人も県民ですから、本当に生活が保障されながらサービスがよくなればいいですよ。逆に、公の施設、直営から外れて民間が入ることによって、賃金の低下とかいろいろ問題が起こっているわけですから、そういう負の側面も見ないと。単純にサービスがよくなったからいいかと。働く人の犠牲のもとに、ワーキングプアをつくりながら、管理制度やられてるんですよ。そういう側面があります。指定管理制度がつくられるときもいろんな国民的な反対・賛成の意見があったわけですから。そういうことも踏まえていただきたいと思います。

もう一つ聞きたいのは、時間外手当が、不用だから減っているかと思ったんですが、そうじゃないということで、いつもベスト10かベスト20か、どこの課が残業時間が多いという一覧表がいただきたいのと、東京都の新しい知事が8時以降は電気消すと言ってニュースに出ていまして、おもしろい非常にショッキングな取り組みですけど、そういう劇的なやり方も含めて、残業、悪という意味ではないですけど、やっぱり減らしていく、解消していくのは一番大事なことで、そこら辺どうされていくつもりなのか、どんな対策をとっていかれるのか、聞いておきたいです。

◎**笹岡行政管理課長** 特に職員の健康管理等のためにも、時間外の縮減につながるような取り組みは、全庁を挙げて、行政管理課が所管になっておりますけども、取り組んでるところです。いろいろなやり方を通じてやっていかなければいけないということで、例えば、業務の面で、直接、県庁の職員自身が担える部分、それからできるだけ外部委託等を活用することで、自分のところの業務量を見直すことをお願いしております。あと、例えば仕事の仕方の部分で、会議をやる場合、特に時間外に及ぶ場合は、例えば担当はできるだけその会議に参加せずに、管理職で対応する、特に上のレベルの会議等へ同席させない、効率的な業務をするようにしていただくといったことを副知事通知、あるいは行政管理課長の通知等を出してございまして、なお、この8月には再度そういった趣旨を踏まえた改正とか、通知を副知事名等でお知らせさせていただいて、意識喚起をして全庁的に取り組んでいると

ころです。

◎米田委員 努力されてるのわかるんですけど、やはり働く人々が健康で共働きができるような働き方の改革を名実ともにやっていかないといけません。しかし、現実問題として残業時間が減ってないわけですから、やはりそこができるようなことを、ぜひ知恵も使いながら本気でやっていく必要があるんじゃないかと思っております。ぜひ、頑張ってください。

◎弘田委員長 1個だけお聞きしたいんですけど。指定管理者で仕事をいただくことになって、その期間が切れて次の募集という状況になるときに、以前やってた指定管理者がその業務に関してどこまで情報公開をするのか。例えば、さまざまなノウハウを蓄積がされてきてると思うんです。そういうものを情報公開することによって、自分自身が不利になってしまうところも考えられると思うんですけども、そのあたりの線引きみたいなのはつくられてるのかどうかを教えていただければ。

◎笹岡行政管理課長 今の御質問に直接お答えしてないかもしれませんが、なかなか今の指定管理者の側から情報公開というのは、例えば公募のときにどこまでなのかというのがございます。ですので、所管課から公募に当たって、例えば予算的な面ですと、管理代行料をどんな内訳で積算しているのか、その施設のわかる状況、こういった体制でやるのか、こういった事業をやっているのか、こういった日にどんなことやっているか、できるだけ情報公開をした上で公募するようにしてくださいと担当課にお願いするようにしました。そういったことで、公募する側から公開して、新たに入ってくる方にも概要がわかった上で手も挙げられるようにしてるところです。

◎弘田委員長 質疑を終わります。

以上で、行政管理課を終わります。

ここで、一旦休憩といたします。再開は午後1時5分とします。

(昼食のため休憩 12時4分～13時4分)

◎弘田委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

御報告いたします。高橋委員から少しおくれる旨の届け出がっております。

御報告いたします。午前の委員会で、米田委員から行政管理課に対する御質問があり、それに対する資料の提出がありましたので、各委員の皆様へ配付しております。

〈人事課〉

◎弘田委員長 次に、人事課について行います。

(執行部の説明)

◎弘田委員長 質疑を行います。

(なし)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

以上で、人事課を終わります。

〈職員厚生課〉

◎弘田委員長 次に、職員厚生課について行います。

(執行部の説明)

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎橋本委員 歳入ですが。使用料及び手数料の中の予算額と決算額を見ると大きく乖離をしてるんですが、この説明をしていただきたい。

それと歳出についてですが、教員住宅管理委託料について算定をするための基礎根拠がわかれば示していただければと思います。

◎松本職員厚生課長 まず、歳入の使用料及び手数料です。これにつきましては、職員住宅を目的外使用ということで許可を出した分の使用料になります。予算では、例えば電柱とかに係ります使用許可分を見込んでおりました。これは5年間という長い期間で許可を出しますので、その分を見込んでいたものです。そのほかに市町村に対しまして、例えば地域振興事業、地域おこし協力隊員の住居などで許可する分がございます。それは1年ずつで、来年も続くかどうかはつきりわかりませんので、その分は予算に見込んでなかったことで、そこで差が生じたものです。

それと、2点目になりますが、職員住宅の維持管理の委託料の中身です。決算額は4,868万円ほどになっておりますが、この中で人件費と事務費が約600万円弱、残りが修繕とか工事に係るもの、事業費ということで、それが4,200万円ほどになっております。

◎橋本委員 歳入ですけれども、目的外として使わせているのは、市町村におけるそういう方々のために貸しているということで、これは市町村との契約になっているのか、入居している方々との契約になっているのか、収入未済は発生するのかなどなのか。

それから、教員住宅の管理委託料については多分、職員住宅は減ってくるんだろうと想定をします。今の話でいくと、減ったとしても、人件費とか事務費とか、そういう積み上げがあるので、戸数に関係なく算定されている認識でいいのか。事業費も含めてなんですけども。

◎松本職員厚生課長 まず、1点目の目的外使用許可を出す相手方ですけど、これは市町村になります。それと、2点目の職員住宅の維持管理につきましては、確かに職員住宅の戸数自体は減ってきております。例えば、平成25年度ぐらいと比較しますと、当時は約800戸ございました。現在はそれは632戸ですので、だんだんと減ってきております。ただ、廃止しました職員住宅も処分できるまでの間はこの維持管理業務の対象にはしておりますので、極端に減っていくものでもないと思います。それと、費用の中で大きなところが修繕などの費用ですので、老朽化が進みますと必要な箇所もふえてまいりますので、戸

数に比例して減っていくわけでもないかとは考えております。

◎橋本委員 共済からお金を借りて建てて、そのお金が平成 27 年度で全て終わってしまつて、県の財産になっていくということなので、それはそれでいいんですけども、さっきの話でいくと、成功報酬という形ではないですけども、基本的にはどんどん職員住宅が減ってきて、管理戸数が減ってくるわけじゃないですか。それに合わせてある一定の調整をきちんと職員厚生課のほうでもしていかないと、委託契約をしているところの人的配置とか、そういうことばかりがそこに出てくると、若干問題があると思つてます。戸数に対してしっかりと手当てをしていただくという基本的な考え方はやはり持つておくべきだと思うんですが、いかがですか。

◎松本職員厚生課長 御指摘いただいた点につきましては、今後の契約に当たって特に留意していきたいと思つますし、また、修繕の必要な箇所についても、本当に必要かどうかといった必要性もよく内容を確認もしていきたいと考えております。

◎弘田委員長 ほかに。

(なし)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

以上で、職員厚生課を終わります。

〈財政課〉

◎弘田委員長 次に、財政課について行います。

(執行部の説明)

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎桑名委員 私が平成 19 年に議員になったときに、広尾の宿舎を売却しましたよね。あのときに、中澤部長だったと思うんですけども、このお金は何か一大事が起こったときのために蓄えておくという言葉、今ふと思い出したんですけど、あれってどこの部分に積み立てられてるのかと思つて。財政調整基金、何かに入つてしまつて、自由に使われてるのか。それだけ取り残しているのかというところ。

◎菊地財政課長 南海トラフ地震対策の基金に積み立てられていると聞いております。

◎弘田委員長 質疑を終わります。

以上で、財政課を終わります。

〈税務課〉

◎弘田委員長 次に、税務課について行います。

(執行部の説明)

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎橋本委員 税務課の取り扱つてる税徴収の中で、圧倒的にウエートを占めるのは個人県民税だと思うんですが、個人県民税だけは市町村の収納率とも大きく連動してきますよね。

だから、個人県民税徴収取扱費市町村交付金額の不用がかなり出てきてるんだろうと思うんですが、これを上げるとなると、どうしても市町村の徴収率を上げる方向に向かなければならないんですが、その辺はどうお考えですか。

◎松岡税務課長 個人県民税の徴収率の向上につきましては、市町村段階での徴収技能の向上といったものと、もう一つは、特に現年課税分にかかわってまいります。給与所得者に対します特別徴収の推進が大きな課題だと思っております。徴収率の向上につきましては、徴収フォーラムなどの開催によりまして、各市町村の職員の技能向上などに努めているところです。昨年開催しましたものの第2回を本年12月には開催をする予定としております。また、特別徴収の推進につきましては、比較的、他県に先んじて、平成23年ごろから取り組みを進めておりまして、一巡はしておるところですが、さらに新規に設立をされました事業者などにつきまして、個別に特別徴収の推進を市町村が取り組んでいけますように、高知県としてはパンフレット等の作成も行っておりますし、また相談も行っておるところですので、引き続きこれに取り組んでいきたいと考えています。

◎橋本委員 手集金より銀行引き落としのほうがずっと確実性があるので、特別徴収のほうにどんどん切りかえていただくというのは当たり前の話ですけども、特別徴収と普通徴収の県内の比率は現時点でどれぐらいになってるんですか。

◎松岡税務課長 給与所得者のうち、県内トータルですが、特別徴収を実施しておりますのが税額割合では90%ほどになっています。

◎橋本委員 9割近い方が特別徴収として徴収されているということで、これが多分100%になるのはなかなか難しいでしょうけれども、先ほど課長からお話があったように、どうしても市町村と一体にならなければ、これが上がることはまず考えられないので、研修とか、そういうものを活用していただいて、できるだけ特別徴収へのシフトとかも含めて、何とかこの徴収率を。何といてもやはり個人県民税が一番大きいですね。ぜひともその辺の御努力をよろしくお願ひします。けど、すごく評価します。きちんと数字も上がっているし、それから私債権に対しても、今聞いてると、しっかり取り組んでるなという印象はしっかりありますので、ぜひとも頑張ってくださいと思います。

◎西森副委員長 先ほどの特別徴収の90%というのは、税額ベースということでよろしいでしょうか。

◎松岡税務課長 税額ベースで90.1%でした。納税義務者数割合で申し上げますと、81.0%になっています。やはり、税額の大きい大企業が主体となって特別徴収が推進されている。中小企業のほうはまだおくれる状況ではないかと考えております。

◎西森副委員長 特別徴収ということであれば、やっぱり市町村間の情報共有みたいなのも大事になってくると思うんです。例えば、特別徴収をやっている事業所が、ここの町の特別徴収はやってるけども、こっちはやってないとかあり得ると思うんです。だから、

そのあたり、何かいい形で県が市町村に対しての情報提供みたいなものができれば、さらにアップしていくと思います。あと、徴収取扱費ですけども、これの計算の基礎はどんなになってるのかお伺いしたいです。

◎松岡税務課長 まず、特別徴収の市町村連携ですが、平成 23 年、24 年ぐらいに高知県特別徴収推進協議会を設立しました。そのときには、先ほどおっしゃっていただきましたように、ある町では特別徴収をやっている法人がこっちのところはやってないということがないように、自分の市町村で特別徴収になってない法人については、みんなが一斉にお願いの文書を出しましょうと。これによって一気に進めましょうということで、ある程度減ってきているところではございます。ただ、県にデータの集積がございません。どの法人が特別徴収をやっているのかやっていないのか。これはまさしく市町村固有の情報でして、これの突き合わせをやるには、県税事務所管内の地方税研究会単位で住民税の部会あたりで、情報共有の時間を設けるといった地道な作業からのスタートになってまいります。ここについても、確かにおっしゃっていただいたように取り組まねばならない分野ですので、市町村と十分に話してまいりたいと考えております。

それから、納税義務者 1 人当たり年間 3,000 円という、今、定額が市町村交付金になっておまして、これだけ不用額が生じたのは、まさしく見込み自体がいかであったかというところですか。

◎西森副委員長 これは過年度の徴収に対しても一様で業者当たり 3,000 円という形になるんですか。賦課と徴収合わせて 3,000 円という意味合いですか。徴収取扱だけの件ですか。

◎松岡税務課長 名称は徴収取扱費ですが、納税義務者ということですので、例えば未納であっても 3,000 円はお支払いする計算になっておるはずで、過年度も含まれます。

◎西森副委員長 そうすると、現年に残って過年度になると督促なんかを送った人に対して 1 件当たり 3,000 円という形になるんですか。

◎松岡税務課長 データがないと御説明しかねる部分がございますので、少し資料を取り寄せる時間をいただければと存じます。

◎西森副委員長 あと、債権管理機構で徴収されてる取扱費はどういう形になりますか。市町村に振り分ける形ですか。

◎松岡税務課長 債権管理機構につきましては、全国的に見ますと 2 種類の類型がございまして、一部事務組合方式のもの、つまりは県が入る、あるいは市町村だけの 1 地域で、地方自治法に基づきます特別地方公共団体を設立する方式と、もう一つは任意団体をつくる方式がございまして、現在、高知県に 4 つあります租税債権管理機構はいずれも一部事務組合方式でして、市町村からの負担金で運営をしております。ただ、設立当初につきましては、事務所の開設費用とか、公用車の新設とか、そういったものの経費が必要ですので、

市町村振興課から設立補助金という名称であったかと存じますが、1年限り設立のときに交付するようにしております。運営経費については県からの費用負担はしていません。と申しますのは、租税債権管理機構で取り扱います税目に県税は入っておりませんで、あくまで市町村税のかつ滞納繰越分のみが対象となっております関係で、県からの費用負担がない形になっております。

◎西森副委員長 あと、自動車税のコンビニ納付が数年前から始まっているんですけど、その一番の目的はやはり利便性を高めていくことだと思うんですけど、始める前と今とでは、先ほど去年と比べると若干収納率もふえてるという話でしたけど、それはどんな形になっているのか、ちょっと教えていただければと思います。

◎松岡税務課長 コンビニ納付が平成21年度からのスタートです。平成20年度の自動車税の納期内納付率は71.2%でしたが、その翌年、平成21年度、まだスタートした当初で周知が不足しておりましたが72.3%となっております。平成28年度は未確定数値ですので平成27年度で申し上げますと、金額ベースで77.8%、約5ポイント上昇しています。

◎西森副委員長 そうすると、非常にコンビニ納付やってよかったと。県民の利便性を考えてもよかったという。数値的にも出てるということで、わかりました。

◎弘田委員長 ほかに。

(なし)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

以上で、税務課を終わります。

〈市町村振興課〉

◎弘田委員長 次に、市町村振興課について行います。

(執行部の説明)

◎弘田委員長 質疑を行います。

(なし)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

以上で、市町村振興課を終わります。

〈統計課〉

◎弘田委員長 次に、統計課について行います。

(執行部の説明)

◎弘田委員長 質疑を行います。

(なし)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

以上で、統計課を終わります。

〈管財課〉

◎弘田委員長 次に、管財課について行います。

(執行部の説明)

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎橋本委員 遊休財産の処分について、監査委員の指摘、議会での指摘があったりして、着々と処分を進めているんだろうと思うんですが、今からますます県の所有する資産が使われなくなってくることも予測されると思います。例えば私が住んでる土佐清水市の県土木の入ってる総合庁舎なんかはそうなんですけれども、あそこが出るともう使われなくなる。そのまま置いといたら、非常に管理上も問題があるし、あれを誰かが借りてくれるかというとなかなか難しいかもわからない。そういうところに対しては、県の施設であっても、ある一定の公共に用する住民団体とか、そういうものに開放する方向性はないのかなのか。

◎沢田管財課長 県有施設ですので、まず不要になった施設につきましては庁内での活用を検討します。それで利用の見込みがない場合は、地元の自治体に対して活用の有無について照会をします。それでもない場合は基本は売却になると思いますけれども、なかなか施設によっては買い手がつかないものもございまして、諸条件、例えば補助金が入っていると、いろいろな要素がありまして売却に至らないものもございまして。ただ、そういった施設につきましても、維持管理経費等必要となつてまいりますので、やはり有効活用したいと思っておりますので、先ほど申しました短期間の利用、あるいは民間の活用、そういったものも含めて有効な活用の手法について探っていきたいと考えております。

◎橋本委員 先ほど私が言ったのは、例えば南海トラフ地震を想定して、公共施設を高台へ移転することになると、浸水域にある建物、県有資産なんかはかなりそういう状況が起こってくる可能性があるかと、土佐清水市だけではなくて、思つてまして。確かに課長が言われるように、行政財産について通常の形で使うのはなかなか難しいです。だから、適正化法の形をとるほうに申請をすると、そういうことになると思うんですが、そういうことも柔軟に県として対応をお願いできないかどうかを今聞いてるんですが。

◎梶総務部長 課長、今申し上げたのは一般原則論であります。委員御指摘の、特に土佐清水市の庁舎をどうするかは、確かにモデルケースになり得る案件だと思つておりまして、今、委員からいただいたように、住民の皆様は何らかの形でお使いいただけるようなことも含めて、有効活用についてはいろいろな方策を考えさせていただきたいと思つております。

◎米田委員 今回の遊休財産のことですけれど、この前もどっかで質問をしていたんですが、3ページ、4ページで、非常に考えてやられてるし、やろうとしてるんですけど、結局、所管課が持っているものが遊休財産だということがそれぞれの課で全部確認しているわけですか。

◎沢田管財課長 まず、公有財産は行政財産と普通財産に分かれますけれども、普通財産

につきましては毎年度ヒアリングを行っておりまして、どういう形で処分していくのか実情を聞いております。行政財産につきましても、今後廃止の見通しがあるかどうかもあわせて聞いておりますので、その際に所管課の意見については把握しておると考えております。

◎米田委員 この前、管財課が一元管理したらいいんじゃないかと言ったんですけど、遊休財産と認められ、かつ、県民あるいは市町村に公開されて、いろんな目から見たらそれぞれの遊休財産が見る人によっては使用価値含めていろいろあるんで、ここに書かれているようにホームページなどでありますよと、こういう利活用もできますよとかいうことをもっとオープンにやっていったらいいと思うんで。ただ、その際に管財課が一元管理しないと、所管課がこれ出しますと言うて、それで管財課がわかりましたということで、ホームページ含めての管理するという方策をとれば、県民の方も今後このページを見たらそういういろんな財産関係がわかりますよと。使えるのもあるかもしれませんって探す人いっぱいいると思うんです。そこら辺、そんな作業も含めてやられるということだと思っんですが、そういう理解でいいですか。

◎沢田管財課長 措置計画の4ページにも記載をさせていただいておりますけれども、わかりやすく整理した情報を管財課が一元的に公表するというので、この公表につきましては、庁内のみならず一般の方もアクセスできるような形を現在想定をしております。ただ、現在のヒアリング内容ではそういったものを想定したヒアリングとなっていない部分もございますので、そういったことを意識した各課からの情報収集を行った上で検討してまいりたいと考えております。

◎米田委員 大変な作業ですけど、せっかくの財産ですから有効に。また処分できるものはしたらいいですけど、課が持っている場合、公共で使うにしても民間に活用してもらうにしても売却するにしても、自信を持ってこういうのがありますよと言える、そういう材料を提供しないといけないので、そこら辺はそういう捉え方をして、ぜひ頑張って活用を。金がかかるから処分せよとか言うだけではなくて、せっかくの財産だから県民に役立つ活用をする方向でぜひ頑張っていただきたいと思っます。

今、もう一つ、5ページの本庁舎の清掃業務と西庁舎の清掃業務ですよね。4月から6月がこの会社がやって、西庁舎もその会社がやって、その年の7月から3月までは別の会社ですよね。もう少し早目にやって、いちいち3カ月とかで切らずに、年間あるいは2年3年でこの業務委託もやったらどうかという意見があったと思うし、私も意見を出したんですけど、改善されてないんですけど、そういう方向でやる予定とかはないですか。

◎沢田管財課長 5ページ以下の委託料調べにおきまして、契約期間が6月で切れて、7月から引き続いて同じような業務が委託されております。これにつきまして若干補足して説明させていただきたいと思っます。まずは地方自治法で長期継続契約が認められており

ます庁舎の維持管理などの業務につきましては、年度末に入札などの契約業務が集中することによります事務処理の誤り等を是正するといったことなどのために、平成 27 年度から全庁的な取り扱いとしまして、清掃委託業務など差し支えない範囲で 7 月からの契約にするようにしております。そのため、4 月から 6 月の 3 カ月間につきましては暫定措置として、平成 26 年度に契約していた業者と随意契約によって契約を延長しました。そのことによりまして、同一内容の契約が 4 月から 6 月と、あと 7 月以降と分かれておるものです。そのため、いずれも 4 月から 6 月が随意契約、その後、競争入札という書き分けになっております。

◎米田委員 そしたら、7 月から 3 月までは競争入札で、次は随意契約という、要は 1 年は続けて連続してやるいう形になっているということよね。

◎沢田管財課長 平成 28 年度以降は 7 月から翌年度の 6 月 30 日までの契約ということに。1 年間ではございますけれども、始期終期につきましては 3 月末ではなくて年度の途中に変わっております。

◎米田委員 それで、指定管理ではないですけど、やはり法的にどうか、クリアしないといけないと思いますけど、清掃とか管理とかいう、働く人にとっては大変ですよ。次へ入れるかどうかわからないですから。田舎へ行ったら、できるだけ働いていた人に、次も継いでくださいと企業に要請したりはしますけど、町の場合はなかなかそういうわけにいかないんで、例えば 2 年とか 3 年のスパンでの業務委託とかいう契約の仕方は法律上不可能なんですか。

◎沢田管財課長 業務の内容によりましてはそれは可能とされております。長期、例えば複数年の契約を結ぶことによります業務の習熟による質の向上は期待されると思います。ただ、一方で、事業参入の機会を奪うことにもなるところもございまして、特定の企業が複数年ずっとその業務に携わることで、メリットとデメリットがあると思っております。複数年契約は常時検討は現在もしておりますけれども、現状では 1 年間の契約とさせていただいております。

◎米田委員 ぜひ検討してください。2 年サイクルでいくようになれば、ほかの業者の参加も 2 年サイクルと考えていくわけだから、必ずしも 1 年ごとが平等という意味じゃなくて、それはそれで一つの平等参加になっていくんで、ぜひ、働く人、それから仕事そのものが安定的にやれる。それからマンパワーをメインとしてますから、ころころ交代するよりもいいという、いろんなメリットのほうが大きいと思いますので、ぜひまた検討してください。

◎金岡委員 部長にお答えいただきたいと思います。この中で、システムの改修とか、あるいは保守管理がずっとありまして、ざっと 25 ぐらいが高知電子計算センターになっておるわけです。極めて信頼関係の高いものでありますので、ともすれば、見積もりが来たら

そのまま流れていくこともありがちです。私の経験した中では、そのまま見積もりが来たら、中身もわからないからそのままいくという状況が多々ありました。ソフトの問題ですから、中身についてはほとんどわからないと思います。例えば改修にしても、中身の公開がされなかったら、入札はなじまないんです。そうするとやはり、見積もりが来て、こうですと言われたら、はいという状況になりがちですが、その中身の精査はどのようになっていますか。

◎梶総務部長 確かにシステム関係、御指摘の業者との契約が多いのは事実です。私自身も非常にこの割合が高いと思ったものですから、この実態がどうなっているのかという問題意識を持って、情報通信系が多いものですから、総務部だけではなくていろんな部局にまたがっているものですので、関係部局に実態を聞いたところです。委員御指摘のとおり、どうしても今、契約をしている業者にアドバンテージがあるのは否めません。さまざまな面で有利であることは否めないです。したがって、私どもとしては、そのような有利な状況であっても複数の業者から見積もりをとることを徹底することによりまして、競争性、公平性を確保するように各部局にお願いをしておりますし、総務部の契約についてもそのようにしているところです。結果として特定の業者が多く契約をしている実態はあろうかと思えます。

◎金岡委員 県の職員の中で詳しい方はいらっしゃらないんですか。

◎梶総務部長 これは総務部というよりは文化生活部になります。情報政策を担当する課において、そのシステムに詳しい者はおります。

◎金岡委員 他の地方自治体の中では、職員の中に詳しい者がいて、中身をきちんと見るところもありますので、そこら辺は何とかそういう形で進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

◎梶総務部長 関連しますが、自治体情報のセキュリティー対策も今重要です。セキュリティー対策も含めて、県職員に専門知識を持った人を任期つきで採用したいと思ひまして、公募したんですけど、募集はあったんですけど、適任の方がおられなかったんで、もう一度募集しようかという話、実はしてるところです。いずれにしても、そのような専門的な知識を持っている職員が必ずしも県庁職員にはおりませんので、外部人材の登用も含めて、専門知識を県庁内に蓄えるということで対応していきたいと考えております。

◎弘田委員長 よろしいですか。

(な し)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

以上で、管財課を終わります。

◎松岡税務課長 税務課の質疑のときに御質問いただきました個人県民税徴収取扱費における納税義務者の考え方です。今、お手元にペーパーをお回しておるところですが、納税

義務者数一人 3,000 円の考え方ですが、①に書いていますように定期課税時点での納税義務者数がベースになります。したがって、現年分の納税義務者がベースとなりまして、②のところでは 7 月以降に賦課決定したということですので、例えば申告が遅れて過去何年分かまとめて申告される場合もございますが、この場合はここで 1 名としてカウントされる。また、③におきまして賦課決定を取り消して 0 になったものは差し引きます。それから、④におきまして過年度分で賦課決定を取り消して 0 になったものは過去にお支払いした分を返していただけますよという形で、 $①+②-③-④ \times 3,000$ 円という考え方です。

◎西森副委員長 これは全国共通ですか。

◎松岡税務課長 法に基づくもので、全国共通です。

◎弘田委員長 これで総務部を終わります。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

今回は、10 月 31 日月曜日に開催し、商工労働部、地域福祉部の決算審査を行います。開会時刻は午前 10 時といたします。

これで、本日の委員会を閉会いたします。

(15 時 6 分閉会)